ハ　銅の製造に伴い生ずるスラグ（化学的に安定し、かつ、鉄を二十重量パーセント以上含むものであって、主として建設用又は研磨用に加工されたものに限る。）	B二〇五〇
ニ　固形状の硫黄	
ホ　カルシウムシアナミドの製造に伴い生ずる石灰（水素イオン濃度指数が九・〇未満のものに限る。）	
ヘ　塩化ナトリウム、塩化カリウム又は塩化カルシウム	
ト　炭化珪素	
チ　コンクリート	
リ　リチウム及びタンタル又はリチウム及びニオブを含むガラスのくず	
五　石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの	
六　飲料水の処理又は食品工業若しくはビタミン類の製造の工程において使用された活性炭	B二〇六〇
七　泥状のふっ化カルシウム	B二〇七〇
八　化学工業の反応の過程から生ずる石膏（別表第四に掲げる物を除く。）	B二〇八〇
九　石油コークス又はビチューメンから成る陽極であって、鉄鋼又はアルミニウムの製造の過程において使用され、かつ、再生利用するために清浄にされたもの（塩化アルカリ電解又は冶金工業において使用されたものを除く。）	B二〇九〇
十　アルミニウム水和物若しくは酸化アルミニウム又は酸化アルミニウムの製造に伴い生ずる残滓（ガスの浄化、凝集又はろ過の過程において使用されたものを除く。）	B二一〇〇
十一　赤泥（ボーキサイトの残滓であって、水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたものに限る。）	B二一一〇
十二　水素イオン濃度指数が二・〇を超え十一・五未満の液体（別表第五若しくは別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第七の八の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。）	B二一二〇
十三　道路の建設又は維持から生ずるタールを含まない歴青物	B二一三〇
三　有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一　次に掲げる固形状のプラスチック又はこれらの混合物であって、再生利用するために調製されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）	B三〇一〇
イ　重合体又は共重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくずであって次に掲げる物	
(1)　エチレンの重合体のくず	
(2)　スチレンの重合体のくず	
(3)　ポリプロピレンのくず	
(4)　ポリエチレンテレフタラートのくず	
(5)　アクリロニトリルの重合体のくず	
(6)　ブタジエンの重合体のくず	
(7)　ポリアセタールのくず	
(8)　ポリアミドのくず	
(9)　ポリブチレンテレフタラートのくず	
(10)　ポリカーボネートのくず	
(11)　ポリエーテルのくず	
(12)　ポリ硫化フェニレンのくず	
(13)　アクリルの重合体のくず	
(14)　アルカン（炭素数が十から十三までのものであって可塑剤であるものに限る。）の重合体のくず	
(15)　ポリウレタンのくず（クロロフルオロカーボン類を含まないものに限る。）	
(16)　ポリシロキサン（別名シリコーン）のくず	
(17)　ポリメチルメタクリラートのくず	
(18)　ポリビニルアルコールのくず	
(19)　ポリビニルブチラールのくず	
(20)　ポリビニルアセタート（別名酢酸ビニル樹脂）のくず	
(21)　(1)から(20)までに掲げる物以外の重合体又は共重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず	
ロ　樹脂又は縮合体のくずであって次に掲げる物（硬化されたものに限る。）	
(1)　尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず	
(2)　フェノールホルムアルデヒド樹脂（別名フェノール樹脂）のくず	
(3)　メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず	
(4)　エポキシ樹脂のくず	
(5)　アルキド樹脂のくず	
(6)　ポリアミドのくず	
ハ　製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないふっ素化重合体のくずであって次に掲げる物	
(1)　パーフルオロアルコキシアルカンのみから成るくず	
(2)　パーフルオロエチレン―プロピレン（別名FEP）のみから成るくず	
(3)　テトラフルオロエチレン―パーフルオロプロピルビニルエーテル（別名PFA）のみから成るくず	
(4)　テトラフルオロエチレン―パーフルオロメチルビニルエーテル（別名MFA）のみから成るくず	
(5)　ポリふっ化ビニル（別名PVF）のみから成るくず	
(6)　ポリふっ化ビニリデン（別名PVDF）のみから成るくず	
二　紙、板紙又は紙製品であって次に掲げる物（別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	B三〇二〇
イ　さらしていない紙若しくは板紙又はコルゲート加工をした紙若しくは板紙	
ロ　紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限り、全体を着色したものを除く。）	
ハ　主として機械パルプから製造した紙又は板紙	
ニ　イからハまでに掲げる物以外の物（ラミネート板紙又は分別されていないものを含む。）	